

はじめに

著者	[記載無し]
雑誌名	神戸市外国語大学外国学研究
巻	62
ページ	3-4
発行年	2005-03-31
URL	http://id.nii.ac.jp/1085/00000646/



はじめに

小著「財産権の再検討とコーポレートガバナンス」は「法と経済学」や「コーポレートガバナンス」に関心を払ってきた四名の研究仲間たちの遠慮のない討議から生まれたともいえる。討議の参加者は、若くはない。かれらの専攻分野は、それぞれに、法律学、経済学、経営学である。

一般的にあって、研究者の長年月の研究の積み重ねは、良きにせよ悪しきにせよ、各人に（したがって他者に向かって）専攻分野に特有の言葉づかいを強いることになる。このようなことから、分野を異にしたわたしたちの討議は、ある部面、お互いの言葉を相手に届けさせるための言葉の模索にも向けられてきた。小著の表題にいう「再検討」とは、このような意味あいにおいては、各人の言葉づかいの再検討であったとあってよい。

ところで、この再検討において、なぜ、「財産権」と「コーポレートガバナンス」なのだろうか。簡単に触れておくことにする。

- (1) コーポレートガバナンスへの関心は、突き詰めるなら、会社とは誰の物か、誰が会社を支配できるかという財産権にかかわる問い掛けである。
- (2) コーポレートガバナンスは、元来、会社法における研究者の関心事であった。アメリカにおける近年の会社法の研究動向は、とりわけ“Law and economics”に彩られていることに注意したい。いわば、「法と経済学」は、この国では、広く、コーポレートガバナンスを語る共通の言葉になりつつあるとあってよいだろう。事情の当否は別にして、わたしたちの場合の共通語の模索は、ともあれ、このような「法と経済学」の分析を不可欠の作業とさせた。「法と経済学」の分析なら、当然にも、コースやデムゼッツ、契約や財産権の再検討ということになるはずである。
- (3) 会社は人であって、物であるといわれることがある。会社は、自らが財産を所有する（法人）一方、会社は人に所有される財産（＝物）でもある。ここで、わたしたちは、会社という財産が、今日では、かつての家族や土

地に匹敵するまでに、現代の社会のありかたを決定づけているとしたい。ここでは、伝統的な土地財産と同様、会社財産をめぐる権利関係は錯綜している。くわえて、人としての会社は、かれが所有する財産（物）がどのように権利設計されているかにしたがい、人としての経済的な行動を変えるはずである。かくみるとき、かかる財産を、財産権の基本にかえて再検討することは、社会という大きな枠組みにおいて、コーポレートガバナンスを理解しようとする上に欠かせないことになる。

- (4) 現代の財産権のありようは、急速に変容しつつある。たとえば、知的財産権の重要性やデリバティブの取引の増大は、これまでの企業のありかたを一転させつつあるとって過言ではない。現代という時代に、財産権の検討が待たれる所以である。

本書の構成を紹介しておこう。前半におかれた二人の論文は、財産権と企業との関わりのある局面を、現代という時代の大きな文脈のなかで、検討している。ここでは、ドイツ特有の中小企業の問題（近藤）と企業の技術革新の問題（野方）が扱われるであろう。これらは、いわば、広義の企業のガバナンスの問題（産業組織のデザイン）として読むこともできよう。後半におかれる二人の論文は、むしろ、分析的なレベルで、財産権そのものを検討する論文である。両者は、それぞれ、この分野における古典であるデムゼッツとコースを扱うが、一人は原典の忠実な読解に力を注ぐことで（大島）、他の一人は、原典を素材に、むしろ、これの将来への展開可能性をコーポレートガバナンスのデザインに向けて探ろうとすることで（前山）、ともに財産権を再検討しようとしている。

なお許された紙幅との関連上、一人だけが二編を執筆できることになった。小著の前半と後半を繋ぐ意味を込めて、最後に、狭義のコーポレートガバナンス（財産権のデザイン）と社会的な市場デザインとの関わりを眺めたことを付しておく。